

1 自宅療養者（保健所が健康観察を行っている者を除く。）の療養解除の判断について

- 療養解除について、県（保健所）から連絡は行いません。以下の基準に基づき、療養解除日について陽性者自身で判断いただきます。

【症状がある場合】

発症日※1から、10日以上かつ症状軽快※2後72時間経過後に療養解除

【症状がない場合】

検体採取日※3から7日経過後に療養解除

〔 当初無症状の人であっても、途中で症状が出現してしまったら、発症から10日間は感染性があるとされているため、発症日が起算日になります。 〕

※1 症状が出始めた日とし、発症日が明らかでない場合には、陽性が確定した検体の採取日とする。

※2 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合。

※3 陽性が確定した検体の採取日とする。

- 療養解除日について、県（保健所）に対して確認や報告を行う必要はありません。

2 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について

令和4年8月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関する要請について（協力依頼）」において、政府から、従業員又は生徒等（以下「従業員等」という。）が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと等の要請がされています。